

混乱の多い英語学の専門用語，
知っておくべき英語学の専門用語 (2)

野村 忠央

第12章

混乱の多い英語学の専門用語、 知っておくべき英語学の専門用語 (2)

野村 忠 央

● はじめに

前章に引き続いて、本章では混乱の多い英語学の専門用語の一つである法 (mood) について広く扱います。まず、本章の主題に関連して、学習者にとって紛らわしい用語である mood, modal, modality の3つを概観します。

先に語源的な話をすると、(i) 名詞 mood (法) と、それに関する形容詞形としての modal (法の) が存在します。この mood と modal という2つの用語は抽象概念ですが、後述の通り、can, may, must のような具体的概念の一連の助動詞のことを、形容詞形 modal を用いて、modal auxiliary (法の助動詞、法助動詞) と呼びます。そして、言語学ではよくあることなのですが、modal auxiliary の形容詞部分だけを取り出して (あるいは auxiliary を省略して)、(ii) modal(s) を具体的な法助動詞というグループを表す名詞 としても用います。そうすると、modality という名詞は当然、modal の名詞形なのですが、意味が2つあることとなります。すなわち、(i) の名詞形が (i) 「法的なこと」という意味の「法性」あるいはその意味内容を説明的に言い換えた「心的態度」です。そして、(ii) の名詞形が (ii) 「法助動詞の意味 (内容の集合)」という意味での「モダリティ」です。ここで、(i) と (ii) をイコールと考える研究者もいれば、イコールと考えない研究者もいることが話を複雑にしているのですが、本章ではそれらのことをなるべくわかりやすく説明したいと思います。

● Mood

はじめに、mood とはどのような概念でしょうか。それを定義するのは容易ではないのですが、概略、以下のように定義することができます。

- (1) 話者の発話内容に対する心的態度が反映された動詞の屈折 (inflection) (= 語尾変化) 形式あるいはそのシステム

そもそも mood は「法」と訳されていますが、筆者は高校生の時、「法というのは law の法のことか？あるいは規範、規則などの何か決まり事のことか？」などと考えたのですが、よくわかりませんでした。英語学習者で同様の疑問を持つ人は必ずいると思われませんが、実は mood はラテン語の *modus* から派生した、英語の *mode* の異形です。つまり、mood の原義は「事態のあり方、述べ方、事態を述べる方法 (が動詞の活用に反映されたもの)」というような意味で、文法用語としてはそれが動詞の屈折に反映されているものと言えます。その点から言えば、国文法や他言語の文法で用いられている「叙法」という用語の方がふさわしいかもしれません。なお、戦前に活躍した英語学者の細江逸記 (1884-1947) の古典的仮定法研究の名著があるのですが、そのタイトルが 1933 年に出版された細江による『動詞叙法の研究』(下線は筆者による) だったことは注目に値します。

ところで、中高の学校現場では、名詞 mood が「このお店、ムードがいいね」のような「心的状態、気分、気持ち」を表すのと同様に文法用語の mood も「(仮定や命令などの) 話者の気持ちが動詞の形態に現れたものだ」という説明がしばしばなされます。しかし、ナロック (2015 及びそこでの筆者との私的意見交換) によると、mood は歴史的・語源的にはラテン語系の文法用語 *modus* (フランス語 *mode*) とゲルマン語系英語日常語 mood (「気持ち」) の混合であって、この語が英語化される際に「気持ち」という意味が二次的に付いたに過ぎないと述べています。つまり、mood の語源は飽くまでも「あり方」「様相」だということです。但し、理論言語学的にそれが正しいとしても、学校現場では中高生や大学生の理解に供するなら「mood は話者の気持ちが動詞の形態に現れたものだ」という説明の仕方も許されてしかるべきだと考えます。

● Modal

次に modal (総称としては modals) についてですが、具体的には現代英語では will/would, shall/should, can/could, may/might, must, dare, need, ought to

の助動詞のことを指します。これらの助動詞を総称して法助動詞 (modal auxiliary) と呼びます。しかし、高校の参考書では法助動詞という用語自体、掲載されていないことも多く (例えば、筆者が推薦できる優れた英文法参考書に江川 (1991)、安井 (1996) がありますが、どちらにもその記載はありません)、「話者の気持ちや判断を表す (付け加える) 助動詞」のような記載がされることが多いと思われます。筆者が参考書で法助動詞という用語を最初に目にしたのは高校 1 年生の時、安藤貞雄『基礎と完成 英文法』(1987 年) でした。余談ながら、これは「チャート式の」数学参考書で有名な数研出版が出版したものでした。それからおよそ 30 年後、同じ著者によって、日本人が著した最も大部で詳細な英文法書の『現代英文法講義』(2005 年) が出版されました。これは時代が変わっても長く残っていく名著だと考えます。ただ、1,000 ページ近くの大著を通読するのは大変です。その一方で、高校生や英語教師向けの安藤 (1987) は小著ではありますが、安藤 (2005) のエッセンスが十分含まれています。しかし、残念なことに、この優れた参考書は現在、絶版です。

しかし、本論に戻って、いずれにしても、上で述べた「法」や次に述べる「法性」というものが、どこかで話者の「心的態度」に関係する用語だということを理解していないと、高校生には「法」助動詞と言っても難しいように思われます。なお、ドイツ語文法では英語の法助動詞にあたるものを「話法の助動詞」と呼ぶのですが、まだそちらの方が実感が湧きやすい用語かもしれません。

● Modality

さて、冒頭に挙げたお互い関連する 3 つの用語の中で一番基本となる用語はどれかと言うと、中高の英語教育ではほとんど出て来ないのにもかかわらず、筆者は modality だと考えます。まず、筆者が最も一般的だと考える modality の定義を記すと以下ようになります。

- (2) the expression of the speaker's belief, opinion, or attitude towards his or her utterance (発話内容に対する話者の信念、意見、態度の表明)

(Nomura 2006: 149)

ここで modality の訳語について考えると、まずはカタカナでモダリティと記

すのが一般的ですが、上述の法、法助動詞とパラレルに考えると法性となります（「はじめに」の(i)参照）。そして、私見では、(2)の定義を勘案して法性を意識的に示している用語が心的態度です。そうすると、読者のみなさんには mood (法) と modality (法性、心的態度) の混同、混乱がきっと起こると思います。紙幅の問題もあるので、一言で言いますと、modality は「意味論的概念」であるのに対し、mood は (modality が動詞の屈折形式に反映された) 「文法的概念」であるということになります。

それはちょうど time (時) と tense (時制) の関係とパラレルだと言えわかりやすいでしょうか。例えば、現在、過去、未来という概念はどの民族であっても想起することが可能でしょうが、それを動詞の屈折形態に表して表現するかどうかは別問題です。例えば、「ジョンがテニスをする」という事象が起こる時間は昨日のことです」と言え、この命題は過去時を指してはいますが、しかし過去時制とは言えないということも直観的にご理解頂けると思います。「ジョンは昨日、テニスをした」と言っ初めて過去時制だということです。なお、これに関連した重要な留意点として、「形態論的には英語には未来時制はない」ということが挙げられます（統語論的、意味論的にどうかはまた別の問題です）。すなわち、例えば、arrive には arrives という (3人称単数) 現在時制の形や arrived という過去時制の形は存在しますが、未来時制の屈折 (活用) 語尾は存在しません。言うまでもなく、will arrive, be going to arrive, be arriving, arrives, be about to arrive などの様々な形で未来時のことは表せますが、飽くまでもそれらの形式は未来時制ではないということです。これらの例は、arrives や arrived などのような単一の語の屈折によって表される形態論的な時制を単純時制 (simple tense) と呼ぶのに対し、2語以上の表現形式で時制が表されているため、便宜上、迂言時制 (periphrastic tense) あるいは複合時制 (compound tense) と呼ばれます (但し、上記の例で1語の現在形で未来時のことを表している arrives は除きます)。よく考えるとわかることですが、He {will arrive/is going to arrive/is arriving/arrives} at Osaka tomorrow. は全て現在時制です。一般に英語やドイツ語などのゲルマン語派 (Germanic) は現在と過去の2時制を有すると言われます。それに対し、フランス語などのロマンス諸語はイタリック語派 (Italic) と呼ばれますが、ここでの定義の未来時制が存在しています (例えば、フランス語の動詞は「rの未来時制語尾+人称語尾」で未来形を形成していると考えられます)。なお、前節で、簡便な優れ

た高校参考書だと紹介した安藤 (1987) では「未来時制」という用語は用いられておらず「未来時を示す表現形式」「“未来”進行形」などの表記が用いられています。

さて、本題の modality に戻ります。Modality は意味論的概念である訳ですから、以下に示すように、様々な文法的概念 (= 文法形式) によって表現可能だということになります。

- (3) Modality is expressed by mood, modals, modal adjectives, modal adverbs, or other linguistic forms. (法性は法、法助動詞、法形容詞、法副詞、その他の言語形式によって表される) (Nomura 2006: 150)

例えば、今、「ジョンは先生です」という命題 (proposition) に可能性 (possibility) という法性 (心的態度) が付け加えられるとします。それを表現するのは一通りではなく、以下のような様々な言語形式が可能です。

- (4) a. John *may* be a teacher. (法助動詞)
 b. It is *possible* that John is a teacher. (法形容詞)
 c. *Possibly* John is a teacher. (法副詞)

同様に、今、事実 (fact)、命令 (command)、想念 (thought, idea) あるいは非事実 (irrealis) という法性を仮定して、それらがそれぞれ以下のような動詞の屈折形態で表される場合、それを法 (あるいは叙法) と呼ぶということです。

- (5) a. John *studies* mathematics very hard. (直説法)
 b. *Study* math every day! (命令法)
 c. If I *studied* mathematical linguistics, I could understand the model of Chomsky's *Syntactic Structures* (1957) much better. (仮定法)

ちなみに、(5c)の主節 (帰結節 (apodosis) と呼ばれます) の could も学校文法などでは広く仮定法として扱われますが、厳密には「法助動詞による仮定法代用形」であるため、(フランス語文法などで用いられる) 条件法 (conditional mood) だと捉えます。つまり、現代英語では仮定法は従属節 (条件節

(protasis) と呼ばれます) に現れる語形を指すということになります。なお、以下、(6a)の後期近代英語(1700–1900)の例や(6b)の現代ドイツ語の例については、帰結節でも法助動詞による代用形は用いられていないので下線部の動詞は仮定法(ドイツ語では接続法Ⅱ式)ということになります(もちろん、ドイツ語でも英語同様、(6b')のように「(話法の)助動詞+原形」で表すことも可能です)。

- (6) a. Had all our Lives been saved, we *were* (= would be) rather in danger of being devoured by Savages (たとえ我々全員の命が救われたとしても、我々はむしろ野蛮人に貪り食われる危険の方が大きいだろう) (1719年, Daniel Defoe, *Robinson Crusoe*, 42)
- b. Wenn ich eine Million Mark bekäme, *machte* ich eine Weltreise.
If I a million mark got, made I a world travel
(もし100万マルクあったら世界旅行するんだけどなあ)
- b'. Wenn ich eine Million Mark bekäme, *würde* ich eine Weltreise *machen*.
If I a million mark got, would I a world travel make

さて、筆者としては、法助動詞、法形容詞、法副詞を(4a–c)によって説明したので、法についてもそれと平行に(7)のような例で説明したいのですが、少なくとも現代英語では(7)は非文であるためそうも行かず、英文法を一通り勉強した人なら理解してもらえる(5c)を用いました。

(7) *It is possible that John *be* a teacher.

(7)のような例文が使えないことが現代英語の仮定法の統一的な理解を難しくしている訳ですが、その理由は前章でも示した屈折の磨耗(第11章参照)であり、本章の主題に従って更に記すと、(屈折の磨耗による帰結としての)仮定法の衰退と直説法及び法助動詞の拡大ということになります。なお、(7)のような仮定法の使用はシェイクスピア(William Shakespeare, 1564–1616)の時代には可能でした。以下の四大悲劇『オセロー』(*Othello*, 1603–04年)の台詞は直説法と仮定法の本来の使用範囲や対比をよく表している好例です。

(8) I think my wife *be* honest and think she *is* not. (俺は妻が貞節(なのだろう)かとも思い、そうではないとも思う)

(『オセロー』3幕3場384行)

(8)は主人公オセロー(Othello)が、妻デズデモーナ(Desdemona)が不貞を為しているのではないかと疑惑を抱き、その心の揺れを表している台詞です。シェイクスピア作品についての古典的文法書であるAbbott(1870: §299)では「思考を表す動詞に続くbeはisよりも強い疑いを表す」(*Be expresses more doubt than is after a verb of thinking.*)と記されているのですが、それを踏まえると、前半の「貞節か」という疑いの気持ちを表す際には仮定法現在を表すbeを用い、後半の「貞節ではない」では直説法のis notを用いることによって、オセローのデズデモーナに対する気持ちが揺れ動き、迷う様子を観客にそれとなくうまく伝えています。

さて、ここまで説明してきて、鋭い先生方や学生は「法性が助動詞、形容詞、副詞で表される場合を法助動詞、法形容詞、法副詞と呼ぶのなら、法性が動詞(の屈折形態)に表される場合は「法動詞」と呼ぶべきではないのか?という疑問をきっと持たれるでしょう。まず、形式的な答えを記すと、「『法動詞』に当たるものだけは例外的に『法』と呼ぶ」ということになります。しかし、同時にその疑問はもっともな疑問です。言い換えると、「語源的により基本語のように思われるmoodの方が、その派生語の(ように感じられる)modalityという語の、逆に派生概念のように感じられるのはどうしてなのか?」という疑問となります。ここで筆者なりの解答を記すと、ナロック(2015)でも記されていることですが、「学説史上、(現代言語学で我々が認識している)法性(modality)の意味は長い間、mood(法)が担っていた」ことに帰着すると思われる。

現代言語学では当たり前のように「モダリティの意味は主語や話者の能力、義務、必要、意志、許可などを表す根源的用法(root use)と、その命題内容が起こる可能性についての話者の査定を表す認知的用法(epistemic use)とに大別される」などの記述を目にします。そのため、modalityが現在、使われているような意味でずっと昔から使われていたような錯覚に陥りがちですが、現在の意味でのmodalityの意味が使用され始めたのはせいぜい20世紀後半のことでした。これに対し、一昔前の言語学辞典の類、例えば、『新英語学辞典』(大

塚・中島(監修)1982:732)を調べると、moodは「叙述内容に対する話者の心的態度、ないしはこれを示す文法的手段をいう」などと記されていました。つまり、moodは本来、現在のmodalityの意味をも含んでいたことが窺えます。あるいは、伝統文法の大家イエスベルセン(Otto Jespersen, 1860-1943)は動詞のmoodを「文の内容に対する話者のある種の心の態度を表す(... they [= fact-mood, thought-mood and will-mood] express certain attitudes of the mind of the speaker towards the contents of the sentence)」(Jespersen 1924:313)と記しているのですが、この文のthey [= fact-mood, thought-mood and will-mood]をmodalityに置き換えれば、筆者のmodalityの定義(2)とほぼ同じとなることに気付かれると思います。

それでは、modalityは本来、何を意味していたのかということになります。元々は哲学の用語として様相という意味だったと考えられます(ここで、上述、moodの語源は「様相、あり方」だと記したことも想起して下さい)。そして、現代においても様相論理学(modal logic)という重要な学問分野がありますが、その意味する様相(= modality)は筆者の理解では必然性と可能性のことだと思われます。本節において、これ以上この“本来の”modalityの話を続けていくと大きな混乱が生まれるのもうやめませんが、関心がある方は土屋(1999)、飯田(2014)、ナロック(2014)などをご参照下さい。(様相)論理学をやっている研究者からすれば、(2)のようなmodalityの定義(あるいは、後述する日本語学研究者によるモダリティの定義)にきつと違和感を覚えると考えられます。しかし、重要なことは、英語教授者は「言語学、英語学、日本語学で独自のmodalityの定義あるいはmodality論が生み出された」という学説史を理解しておくのが有益だということになります。

以上が英語学的に理解しておいた方がいいmodalityの定義ということになります。筆者は(2)のmodalityの定義の上で、「筆者が最も一般的だと考える定義を記すと」とわざわざ断った訳ですが、その理由はmodalityの定義にこれだけの多様性と混乱があるからでした。なお、英語のmodality研究には文字通り、枚挙に暇がありませんが、関心を持たれた先生方には澤田(2006)という包括的研究が参考になると思われます。

さて、本節の議論は十分複雑だったので、もうここで閉じたいところなのですが、modalityに関心を持たれた先生方が文献の検索を始められると、日本語学でもカタカナで書かれたモダリティ論がおびただしい数存在していて、一

層混沌とした気持ちになります(筆者も何度か他の先生や学生たちにそのことを尋ねられました)。よって、一言だけ補足しておきます。簡単に言うと、日本語学には独自の2つの異なったモダリティ論が存在するのです。一つは仁田義雄、益岡隆志などに代表される「主観性に基づくモダリティ論」で、概略、「文」は「命題(=客観的な事態を表す部分)+モダリティ(=発話時の判断、態度を表す部分)」から成るとする立場です。(また、話が複雑なのはそれ以前、寺村秀夫が「話し手の主観」を表す助動詞や助詞をカタカナで「ムード」と呼んでいました。)この主観的モダリティ論は現在までの日本の言語学、日本語学、英語学に少なからず大きな影響を与えていると思われます。例えば、英語学でも、モダリティを「発話時点(瞬間的現在)における話し手の心的態度」と捉える中右実のモダリティ論(中右(1994)など参照)が存在しますが、この段落のモダリティ論と相互関連していると考えられます。そして、この主観的モダリティ論は本章で説明してきたモダリティの定義と近い部分もありますが(その意味では「はじめに」の(i')に属します)、完全にイコールではありません。そこが難しいところですが、主観的モダリティ論のモダリティの方がはるかに広範な言語要素をモダリティとみなしています。また、主観、客観とは何かということに注意深く考える必要があります。

これに対し、もう一つは尾上圭介、野村剛史などに代表されるモダリティ論が存在します。概略、非現実領域にある事態を語るための専用の文法形式をモダリティ形式と呼び、モダリティ形式によってもたらされる意味をモダリティと考えます。この立場に立てば、英語の法助動詞will/would, shall/should, can/could, may/might, must, dare, need, ought toは(それが現在形あるいは直説法であっても)全て非現実領域にある事態を語るための文法形式ということになり、その表す意味そのものが形容詞modalの名詞形であるmodality(モダリティ)ということになります(「はじめに」の(ii')参照)。ちなみに、このモダリティ論の考えはRonald Langackerの認知文法とある程度の親和性があるものと思われます。なお、尾上(2001)は尾上の立場に依拠するモダリティ研究者もそうではない立場に立つモダリティ研究者も一読すべき文献です。

筆者としては1冊の本となるような話題を数ページにまとめる努力をしたつもりなのですが、それが成功して、先生方や学生のmood, modal, modalityの混乱が少しでも解消されることを願っているところです。Modalityの定義をめぐって更に関心を持たれた方には、ナロック(2014)及びそれが収録され

ている澤田(編)(2014)の諸論考、『言語』(1999年6月号)の「特集 モダリティ論——心的態度の言語学」、黒滝(2005)などが参考になります。

● Indicative Mood, Imperative Mood, Subjunctive Mood

それでは、本章の主題的内容となりますが、英語の3つの法の名称について考えていきます。伝統的に英語では indicative mood, imperative mood, subjunctive mood の3つの法を仮定するのが慣例です。以下にその一般的な訳語と各々の法の定義を挙げます。

(9) a. 直説法 (indicative mood)

発話内容を事実 (fact) として (つまり「現実世界」にある事柄として) 述べる際に用いられる動詞形態 ((5a) 参照)

b. 命令法 (imperative mood)

相手に命令 (command) や依頼 (request) などを表す際に用いられる動詞形態 ((5b) 参照)

c. 仮定法 (subjunctive mood)

発話内容を想念 (thought, idea) として述べる (つまり「仮想世界」にある事柄として非現実、祈願・願望、要求などを表す) 際に用いられる動詞形態 ((5c) 参照)

まず、直説法はいわゆる無標の動詞形態であり、中学校で習った英文は (had better ~ や Would/Could you ~ ? などの仮定法に由来する慣用表現を除けば) ほぼ全て直説法の文であると考えて構いません。例えば、(5a) で示した studies の活用語尾 -s のことを中高では「3単現の -s」と呼ぶ訳ですが、これなどは典型的な直説法の動詞形態です。(9a) の定義について一点だけ補足しておく、(9a) の定義において「事実を」ではなく「事実として」となっていることに注意して下さい。つまり、Two and three makes four. は「偽」の命題ですが、文法的な直説法の文であるということです。(関連して言うと、直説法の文は「文の真偽値が問える」という点で客観的 (objective)、命令法や仮定法の文はそれが不可能あるいは判定困難であるという点で主観的 (subjective) であるとも言えます。)

次に、命令法ですが、現代英語では独自の命令法語尾は存在せず、(5b) の Study に示されるように、全て原形と同一形態です。

最後に、仮定法ですが、伝統的に3つの下位分類がなされ、形態としては、以下の(10)のようにまとめられます。

(10) a. 仮定法過去形は ((5c) の studied に示されるように) 1・3人称の were を除いて、直説法過去形と同形

I wish I *knew* his telephone number.

b. 仮定法過去完了形は直説法過去完了形と全く同形

If she *had left* home five minutes earlier, she could have caught the 9 o'clock train.

c. 仮定法現在形は全て原形と同一形態

I suggest that Bill *carry out* the plan.

ここでこれらの法の訳語についての問題点を記すと、まず直説法という用語は日本語では indicative の訳語としてしか用いられず、文献や書籍を含め、多くの場面で直接法となっている誤りを目にします。(直接は direct の訳であって、indicative の訳語ではありません。なお、この訳を用いる文法用語としては直接話法 (direct speech) が挙げられます。)

次に仮定法についてです。中学では習わず、高校で本当に新しく習う文法事項というのは、実は分詞構文と仮定法くらいです。しかし、この日本語の「仮定法」という名称自体が大きな問題を孕んでいます。仮定法という言葉自体がいつどうしてできたのか不思議ですが、subjunctive mood という用語は、元々はラテン語の modus subjunctivus (= mood to be subjoined)、つまり「従属せられるもの」というのが原義で、簡単に言えば「従属節で使われる法の形式」を表すものでした。その点から言いますと、フランス語文法やドイツ語文法で用いられる接続法という訳語の方がより原義を表していると考えられます。但し、仮定法現在の一種である God save the Queen! のような祈願文 (optative sentence) などは従属節ではなく主節で用いられる訳で、接続法が subjunctive の用法の全てを言い表しているとは言えない点が少し厄介ではあります。

この点、「仮定法」という言い方が具合の悪い大きな理由は、「subjunctive mood は必ずしも仮定を表す訳ではない」ということです。例えば、先程、仮

定法現在の例として挙げた(10c)は専門的には命令的仮定法あるいは義務の仮定法 (**mandative subjunctive**) と呼ばれるのですが(第14章も参照), これは別に if の文ではありませんから仮定は表しておらず, 主節動詞 **suggest** の語彙的意味の通り提案や要求を表していると考えるのが適切です。また, 上述の祈願文も仮定ではなく祈願を表しています。その意味では, 確かに仮定法よりは接続法の方が適切な用語であろうと思われます。

ここで伝統文法家のスウィート(Henry Sweet, 1845–1912)が最初に使ったと思われる用語に着目します。Sweet(1898)は **indicative, imperative, subjunctive** のことをそれぞれ **fact-mood, will-mood, thought-mood** と表しましたが, 概ね, 「事実を述べる法」「意志を述べる法」「想念を述べる法」という意味ですが, これらは3つの法の特徴を簡潔に言い表している当を得た表現です。そして, 冒頭紹介した細江(1973)(細江(1933)の新訂版)がこれらの内容を踏まえ, **叙実法, 叙意法, 叙想法**と非常に上手く訳しました。

英語教育に携わる先生方にはこれらの本義を理解した上で法の指導をして頂きたいのですが, しかし同時に, 中高生や大学生の用語の混乱を簡単に解消できるかと言えば, それも恐らく容易なことではありません。一つの解決策は仮定法という用語そのものを変えることですが, 現実の問題として, 日本の英語教育にここまで定着した仮定法という用語を今更変えることには困難があるように思われます。例えば, そのためには高校の英語教科書(参考書)会社に訴えかける必要がありますが, そう簡単なことではありません。(少数派ですが, 既に述べたように, 和書の中で最も詳しい英文法書の一つと言える安藤(2005)は意識的に叙実法, 叙想法という用語を使用しています。)加えて, 接続法や叙想法という用語を使用したとしても, ダイレクトに中高生や大学生がその概念を理解できる訳ではないと思われます。それを意図するなら, 動詞の事実事態表現法(あるいは形式), 命令表現法, 仮想事態表現法などの用語を作り出すべきですが, その流布も一朝一夕ではいきません。つまり, 現実的には, 仮定法という用語は使いつつ, しかし混乱が起らないように, 英語教育に携わる先生方が工夫していくという方法しかないように思われます。また, 命令的仮定法などは, 仮定法の単元だけでなく, 助動詞の単元と相互参照しながら教えた方が一般の中高生や大学生にはわかりやすいと考えます。

● Subjunctive Present

次に仮定法現在 (**subjunctive present**) についてですが, 野村・他(2017)では以下のような例文と説明が挙げられています。

(11) 仮定法現在

a. **God bless you!** (= **May God bless you!**)

b. He *insisted* that she (should) **accept** the nomination.

仮定法現在は(11a)のような祈願文や, (11b)のような提案・要求・主張・必要などを表す動詞の目的語の **that** 節で, まだ実現していない事柄を表す。→ **suggest, propose, demand, require, order, move** など
(注) 仮定法現在の代わりに(11a)は〈May + 主語 + 動詞の原形〉, (11b)は〈should + 原形〉を用いることもある。

(野村・他(2017: 72)参照)

(11)は一般の中高生や大学生に不可欠な仮定法現在に関する文法的知識が簡潔によくまとめられた記述です。なぜなら, 一般の中高生や大学生の知識としては, 仮定法現在は(11a)の祈願文と(11b)の命令的仮定法を知っていれば十分であるからです(仮定法現在の詳細についてはNomura(2006), 千葉(2013)などを参照して下さい)。

それを踏まえた上で, 筆者は仮定法現在は**仮定法原形**という用語を使うことを提案します。その理由はいくつかあるのですが, 第1に, 中高生や大学生は現在形と言えば, 直説法の活用体系(**paradigm**)しか思い浮かばないからです。つまり, 論理的な中高生や大学生ほど「仮定法の名称は形(形態)からつけているんだから, (11a)の **bless** や(11b)の **accept** の原形のことを現在形と呼ぶのはおかしいんじゃないか?」とってしまうということです。

これは伝統文法的には, 「現代英語の仮定法現在形の活用体系(パラダイム)では1・2・3人称の単数・複数全てにおいてたまたま原形と同じ形を有している」ということになるのですが, 一般の中高生や大学生には理解がとて難しいと思われます。例えば, 古英語の時代であれば, 次の(12)に示すように, 直説法の現在形や過去形の体系とは別に**独自の仮定法の現在形や過去形の屈折体系(活用語尾)**が存在していたので((12)で下線を引いて示します), それを

仮定法現在形、仮定法過去形と呼ぶことは容易に理解できるはずですが。(p という文字は thorn と呼ばれる古英語のアルファベットで、概ね現代英語の th の音価 ([θ] と [ð]) に相当します。)

(12) 古英語の fremman (= do) の活用

a. 現在直説法

単数 1 人称 fremme 2 人称 fremest 3 人称 fremep 複数 fremmap

b. 命令法

単数 freme 複数 fremmap

c. 現在仮定法

単数 fremme 複数 fremmen

d. 過去直説法

単数 1 人称 fremede 2 人称 fremedest 3 人称 fremede
複数 fremedon

e. 過去仮定法

単数 fremede 複数 fremeden

f. 不定詞 fremman 屈折不定詞 to fremmenne

g. 現在分詞 fremmende 過去分詞 (ge-)fremed

(Mitchell (1965: 43–44) 参照)

第2に、第1の点と関連するのですが、仮定法現在と記すと、中学で習う If it is fine tomorrow, we will go on a picnic. のような単純な条件文のことまで仮定法現在だと勘違いする中高生や大学生が必ず出てきてしまいます(書籍でも何度か目にしました)。反事実を表す仮定法過去や仮定法過去完了の条件文のことを却下条件(rejected condition)と呼ぶのに対し、このような晴天の可能性が50/50で両方の状況が想定されるような単純な条件文のことを開放条件(open condition)と呼ぶのですが、開放条件を表している条件文のisは直説法現在形です。学習が進んだ中高生や大学生に「単純な条件文(=開放条件の文)で仮定法現在形はないんですか?」というような質問を聞かれた時だけ、「昔の英語では単純な条件文で仮定法現在形が使われたんだけど、今の英語では普通の現在形(=直説法現在形)を使うのが極めて普通になってしまったので、現在では(13a)の法律文のような古風で硬い文か、(13b)のような慣用表現に

しか条件文の仮定法現在は残っていないんだよ」と教えておけば十分です。

(13) a. If any person *be* found guilty, he shall have the right of appeal. (何人たりとも有罪の判決を受けた時は上告する権利を有する)

b. There's always the food in the freezer if need *be*. (必要なら冷凍庫にいつも食べ物があるから)

なお、先生方には、(13a, b) に対し(11a)のような命令的仮定法は同じ仮定法現在でも決して化石的表現(発展性のない固定化した表現)ではなく、現代英語でも極めて生産的に用いられる構文であるということもご指導下さい。そのために多くの入試問題や資格試験に出題されているということです。

第3に、仮定法現在は第1の理由においても示した通り、伝統文法的には定形(finite form)なのですが、様々な根拠から(14)の[]のような仮定法現在節の統語構造を(15)のように考えています。

(14) I demanded [that the committee M_0 reconsider its decision].

(15) 仮定法現在節においては、(原形)動詞の前に仮定法現在の素性 [+Subj(unctive)] を有した不可視の(=音形のない)法助動詞 M_0 (M_0 は空の法助動詞の意)が存在する。(Nomura (2006) 参照)

つまり、(14)において定形であるのは飽くまでも目に見えない仮定法法助動詞の方であって、後続する reconsider は文字通り原形だということです。以上の諸点から仮定法原形という名称が学習上も理論上も正しいと考えます。

● Subjunctive Future

次に、一昔前までの高校教科書や英文法書には仮定法未来(subjunctive future)という用語が散見されましたが、それは以下のような構文を指します(なお、この構文の詳細については第15章をぜひご参照下さい)。

(16) a. If the moon *were to* collide with the earth, what would come about?

b. If you *should* get lost, you can call me any time. (野村・他 2017: 74)

つまり、(16a, b)のような、「未来」における実現可能性の低い仮定」を表す If ~ should ..., If ~ were to ... の構文を仮定法未来と呼んでいた訳ですが、この用語は「形態」による名称と「意味内容」による名称の混同が起きています。つまり、仮定法過去にしても仮定法過去完了にしても、形態によって「形が過去形だから仮定法過去」、「形が過去完了形だから仮定法過去完了」と呼んでいる訳で、この場合だけ意味内容から仮定法未来と呼ぶのは適切ではありません。よって、この構文は形態的にはどちらも「仮定法過去」であるということになります。もう少し詳しく言うと、If ~ were to ... の構文は、いわゆる「be to 不定詞」の仮定法過去形、If ~ should ... の構文は、「予言の shall」と呼ばれているものの仮定法過去形であると考えられます。

それでは、なぜ日本の英語教育だけに仮定法未来という用語が使われているのかということですが、鈴木(2002)の議論を要約して言うと、教科書全体のまだ3~4割が仮定法未来という用語を使っているが、この仮定法未来という用語が日本に広まった要因となったのは日本の英語教育に現在に至るまで多大なる影響を与えている斎藤秀三郎(1866-1929)、市河三喜(1886-1970)の存在であったということでした。(補足ですが、日本の英文法の参考書や例文は遡ると何らかの形で斎藤の影響を受けていると言われます。また、市河は東京帝国大学の最初の英語学の教授でした。1967年から2016年まで英語学の優れた研究に対して授与されていた「市河賞」はこの市河三喜に由来します。)興味深いのはこの二人の先人自身は If ~ should ... の構文の方を仮定法未来と呼んでいるのであって、If ~ were to ... の構文の方は純然たる「仮定法過去」だと論じているということです。なるほどという部分がありますが、英語教育上、この両方の構文は仮定法の単元で教えるとしても、仮定法未来という名称は用いず、as if 構文や I wish 構文などと同様、「万一~だとしたら」、「仮に~だとしても」という意を表す仮定法過去の特別な構文の一つとして教えるべきだと考えます。なお、筆者の印象でしかありませんが、仮定法未来を使用している教科書、参考書は鈴木(2002)から15年以上経過して、随分減ってきているように感じられます。ちなみに、野村・他(2017)でも(16a, b)を「その他の仮定法(「ありえないこと」を強調する条件文)」としています。

● 現代英語に仮定法は存在するのか

これを言ってしまうと大問題でしょうが、言語学上は大きな問題です。筆者は学問的知見と英語教育の関係は大別して以下の4つがあると考えます。

- (17) a. 学校文法で伝統的に言われてきたこと
- b. (理論) 言語学の最近の成果として正しいとされること
- c. 英語教育に携わる先生方に知っておいて欲しいこと
- d. 中高生や大学生が英語の構文の知識として(あるいはそれを整理する時に)知っておいて欲しいこと

本来はこの4つが全て一致するのが一番望ましい訳ですが(大抵はそうです)、本節の話はそうではない場合もあるということの例になります。

つまり、中高生や大学生には日本語との違いという観点からも仮定法の存在を前提として授業をすべきです。しかし、「現代英語に仮定法がそもそも存在するのか」という問いは、答えを出すのが容易ではないということを(教室の中高生や大学生には混乱が起きるので教える必要はないことですが)英語教育に携わる先生方にはぜひご理解下さい。

現代英語に仮定法が存在するのかという問いは、昔から伝統文法家の間でも議論があることでした。まず、ラテン語、ギリシア語文法の類推により「英語にも仮定法があるはずだ」という観点から、意味(meaning)の点から考えて仮定法を認めた学者としてカーム(G. O. Curme, 1860-1948)、ゾンネンシャイン(E. A. Sonnenschein, 1851-1929)、アニアンズ(C. T. Onions, 1873-1965)、ポウツマ(Hendrik Poutsma, 1856-1937)などの伝統文法家が挙げられます。それに対し、現代英語には、本章でも論じた通り、屈折がほぼ磨耗して、仮定法独自の屈折がないので、形態(form)に基づけば最小限の仮定法しかない主張したのがスウィート、イエスベルセン、クルイシンハ(Etsko Krusinga, 1875-1944)、ザンドボルト(R. W. Zandvoort, 1894-1990)、スカーヴェクス(Gustav Scheurweghs, 1904-65)という伝統文法家たちです。その中でも特に、イエスベルセンとゾンネンシャインが「英語に case (格) が存在するのか、mood (法) が存在するのか」ということで争ったのは英語学の世界では有名です。

それでは、これら後者の学者たちが日本の英語教育で仮定法過去・仮定法過去完了と呼んでいるものを何と呼んでいたかと言うと、例えば、イエスベルセンは想像時制 (imaginary tense) あるいは過去時制の想像的用法 (imaginary use of tenses) と呼び、クルイシンハヤザンドボルトたちは法的過去・過去完了 (modal past/modal past perfect), スウィートは時制法 (tense mood) とそれぞれ呼びました。つまり、彼らの論理からすれば、(日本で英語教育で) 仮定法過去と呼ばれているものの動詞形態は (1・3 人称の) were を除けば、直説法過去形と全く同じ形態であるため、「直説法の一用法」として捉えることが可能だということになります。これは現代に至るまで有力な立場の一つで、20 世紀最大の文法書である Quirk et al. (1985) も仮想的過去 (hypothetical past), 仮想的過去完了 (hypothetical past perfect) という用語を、21 世紀の優れた文法書である Huddleston and Pullum (2005) も法的過去 (modal past) という用語をそれぞれ用いています。先生方がいわゆる仮定法過去・過去完了を調べようと思ひ、海外の文法書で subjunctive という項目を調べてみてもどうも腑に落ちない時がきつとあると思います。その場合、これらの用語で調べる必要があるということです。

しかし、それでは後者の立場からすると現代英語に仮定法は全くないということになるのかと言うと必ずしもそうではなく、Quirk et al. (1985) も最低限、これを仮定法とみなさないといけないものとして以下の3つを挙げています (Jespersen (1924, 1933) もほぼ同様の立場だと考えられます)。

(18) a. were 仮定法 (were-subjunctive)

If I *were* rich, I would buy you anything you wanted.

b. 命令的仮定法 (mandative subjunctive)

They recommend that this tax *be* abolished.

c. 決まり文句的仮定法 (formulaic subjunctive)

祈願文 (God *save* the Queen! (女王陛下万歳)) 及び慣用句的仮定法 (Come what may (どんなことになろうと), Heaven *forbid* that ~ (~なんてとんでもない), Be that as it may ~ (それはそれとして), Suffice it to say that ~ (~と言えば十分だ, ~とだけ言っておこう) などのこと (Quirk et al. (1985: 156-158) 参照)

つまり、Quirk et al. も (18a-c) の3つの用法のみは現代英語においても仮定法という用語を用いているということです。

なお、その3つの用法以外に仮定法があるのかどうかということは本章では詳述を避けますが (筆者は現代でも仮定法が存在しているという立場ですが), それは一言で言えば、「理論の捉え方」によるということになります。しかし、本節の主題に限って言えば、「厳密に形態だけに基づいて仮定法を定義しようとする」と、現代英語において仮定法の存在を認定することは少なからず困難がある」ということをご理解下さい。

最後に、命令法についても一言だけ付け加えると、現代英語で命令文 (imperative sentence) と呼ばれているものも、命令法 (imperative mood) であるのか (古英語では (12) に示した通り命令法独自の屈折があったことを想起して下さい), 原形の命令的用法であるのかは同様に判定が難しい訳です。

● おわりに

以上、本章では mood, modal, modality にまつわる用語が非常に複雑で、多くの混乱があることの一部を垣間見てきました。筆者としてはできる限り簡潔に、かつわかりやすく執筆するよう心掛けたつもりですが、本章の内容が読者のみなさんの理解や整理の一助となれば幸いです。

参考文献

- Abbott, E. A. (1870) *A Shakespearian Grammar*, 3rd ed. リプリント版 (1954) 千城書房.
- Abney, Steven Paul (1987) *The English Noun Phrases in Its Sentential Aspect*. Doctoral dissertation, MIT.
- 安藤貞雄 (1987) 『基礎と完成 英文法』(改訂版第1刷) 教研出版.
- 安藤貞雄 (2005) 『現代英文法講義』 開拓社.
- 安藤貞雄 (2008) 『英語の文型——文型がわかれば、英語がわかる』 開拓社.
- Bolinger, Dwight (1977) *Meaning and Form*. Longman. (D. ボリンジャー (著), 中右実 (訳) (1981) 『意味と形』 こびあん書房.)
- 千葉修司 (2013) 『英語の仮定法——仮定法現在を中心に』 開拓社.
- 江川泰一郎 (1991) 『英文法解説』(改訂三版) 金子書房.
- 遠藤幸子 (1992) 『英語史で答える——英語の不思議』 南雲堂フェニックス.

- 深澤俊昭 (2015) 『改訂版 英語の発音パーフェクト学習事典』アルク。
 長谷川欣佑 (2003) 『生成文法の方法——英語統語論のしくみ』研究社。
 保坂道雄 (2014) 『文法化する英語』開拓社。
 細江逸記 (1973) 『動詞叙法の研究』(新訂版) 篠崎書林。(細江逸記 (1933) 『動詞叙法の研究』泰文堂。)
 堀田隆一 (2016) 『英語の「なぜ?」に答える——はじめての英語史』研究社。
 Huddleston, Rodney and Geoffrey K. Pullum (2002) *The Cambridge Grammar of the English Language*. Cambridge University Press.
 飯田隆 (2014) 「論理学におけるモダリティ」澤田 (編) (2014), 25–42。
 池上嘉彦 (1995) 『「英文法」を考える——「文法」と「コミュニケーション」の間』筑摩書房。
 今井邦彦 (2007) 『ファンダメンタル音声学』ひつじ書房。
 今井邦彦・外池滋生 (2007) 『英語徹底口練! ——発音とリスニングの力を同時に高める本』実務教育出版。
 Jespersen, Otto (1924) *The Philosophy of Grammar*. George Allen and Unwin. (オットー・イエスベルセン (著), 安藤貞雄 (訳) (2006) 『文法の原理 (上) (中) (下)』(岩波文庫) 岩波書店。)
 Jespersen, Otto (1933) *Essentials of English Grammar*. George Allen & Unwin. (オットー・イエスベルセン (著), 中島文雄 (訳) (1962) 『英文法エッセンシャルズ』(全訂版) 千城書房。)
 岸田緑溪・早坂信・奥村直史 (2018) 『英語の謎——歴史でわかるコトバの疑問』(角川ソフィア文庫) KADOKAWA。
 黒滝真理子 (2005) 『Deontic から Epistemic への普遍性と相対性——モダリティの日英語対照研究』くろしお出版。
 Mitchell, Bruce (1965) *A Guide to Old English*. Basil Blackwell。
 中右実 (1994) 『認知意味論の原理』大修館書店。
 ナロック, ハイコ (2014) 「モダリティの定義をめぐって」澤田 (編) (2014), 1–23
 ナロック, ハイコ (2015) 「モダリティ, ムード概念の発生と継承」(2015 年度第 1 回集中講義ハンドアウト, 2015 年 9 月 12–13 日) 東京言語研究所。
 Nomura, Tadao (2006) *ModalP and Subjunctive Present*. Hituzi Syobo。
 野村忠央 (2007) 「英語教育における仮定法教育の問題点」『立命館 言語文化研究』18 巻 4 号, 79–94. 立命館大学国際言語文化研究所。
 野村忠央 (2013) 「日本の英語学界——現状, 課題, 未来」『日本英語英文学』23 号, 55–85。
 野村忠央・菅野悟・野村美由紀・外池滋生 (2017) 『[新版] 英文法の総復習とワンクラス上の英作文』DTP 出版。
 Onions, Charles T. (1904) *An Advanced English Syntax: Based on the Principle and Requirements of the Grammatical Society*. Kegan Paul. (C. T. アニアンフ (著), 安藤貞雄 (訳) (1969) 『高等英文法——統語論』文建書房。)

- 尾上圭介 (2001) 『文法と意味 I』くろしお出版。
 大塚高信・中島文雄 (監修) (1982) 『新英語学辞典』研究社。
 Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech, and Jan Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*. Longman。
 鈴木聡 (2002) 「文法用語の統一の必要性について」『CHART NETWORK』第 36 号, 11–14. 数研出版。
 澤田治美 (2006) 『モダリティ』開拓社。
 澤田治美 (編) (2014) 『モダリティ I: 理論と方法』(ひつじ意味論講座 3) ひつじ書房。
 Sweet, Henry (1898) *A New English Grammar: Logical and Historical, Part II: Syntax*. Clarendon Press。
 竹林滋・斎藤弘子 (2008) 『英語音声学入門』(新装版) 大修館書店。
 土屋俊 (1999) 「モダリティの議論のために」『言語』28 巻 6 号, 84–91. 大修館書店。
 安井稔 (1996) 『英文法総覧』(改訂版) 開拓社。

(文教大学)